

抜粋

事務連絡
平成16年9月17日

各都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル法担当課室 殿

環境省廃棄物・リサイクル担当部自動車リサイクル対策室
経済産業省製造産業局自動車課

無許可営業への対処について

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)の根幹となる解体業、破砕業の許可制度が本年7月1日から施行されたところである。

経過期間の本年9月末日までに自動車リサイクル法に基づく所要の手続きを行っていない事業者にあつては、10月1日以降は無許可営業となるが、こうした事業者が発生しないよう措置するとともに、無許可営業を行う事業者に対しては厳格に対処することをもって、自動車リサイクル法の適切な運用を確保すべく下記により対処されたい。

記

…(中略)…

2. 無許可営業への対処について

10月1日以降、無許可営業が疑われる事業者に対しては、業が継続されているかいないかを現場確認により速やかに確認する。

無許可営業に対しては、…(中略)…のとおり速やかに許可申請を行うこと、許可取得までは業を禁止することを指導すること。これに従わない悪質な事業者に対しては、刑事訴訟法第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、捜査機関との十分な連携を図り、積極的に告発を行われたい。このことについては、警察庁とも協議済みである。

この場合、廃棄物及びその疑いのあるものを取り扱っている事業者に対しては、廃棄物処理法の規定による報告徴収や立入検査を行うなどにより、その実態を把握すること。

また、必ずしも報告徴収や立入検査によらなくとも、違反行為の客観的事実を明らかにするため、写真やビデオの撮影、現場調査の報告書等によりその状況を記録すること。

告発の手続きが円滑に行われるよう、以下の項目について、できる限り明らかにされたい。

- ①無許可営業を行っている事業者の氏名又は名称
- ②違反行為の対象となった対象物(使用済自動車、解体自動車、指定再資源化物品等)及び数量
- ③違反行為の時期、頻度(何年何月何日に何台。少なくとも何年何月から何月にかけておよそ何台。)
- ④無許可営業を行っている事業者への過去の指導状況
- ⑤電話による照会や、現地調査等における相手方の言動の記録

以下、省略